

自治会・町内会への加入促進に関する協力協定書

大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、自治会・町内会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、人と人とのつながりづくりの基盤である自治会・町内会への加入を促進し、すべての住民が安心、安全で快適に暮らすことのできる地域コミュニティを実現するため、甲及び乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（連携する事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組む。

- (1) 甲は、乙に対して、自治会・町内会の加入促進に係る啓発物等及び必要な情報を提供する。
 - (2) 乙は、その会員を通じ、不動産の賃貸及び販売等をする際や、マンション管理組合の理事会・総会等の場で、自治会・町内会に関する情報の提供や啓発物の配布を行うなど、当該物件の入居世帯への自治会・町内会加入の働きかけに協力する。
 - (3) その他、乙は、甲が行う加入促進に係る施策・事業等の取組に対し、できる範囲で協力する。
- 2 甲及び乙は、前項に掲げる事項を効果的に実施するため、必要な調整を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただ

し、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年10月8日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 松井 一郎

乙 大阪市中央区船越町2丁目2番1号

一般社団法人 大阪府宅地建物取引業協会

会 長 高村 永振